

# 浦添市体育協会会則

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本協会は、浦添市体育協会（以下「本協会」という。）と称する。

### (事務局)

第2条 本協会は、事務局を市教育委員会社会体育課内に置く。

## 第2章 目 的

### (目的)

第3条 本協会は、市民スポーツの普及奨励を通して、心身共に健康な市民育成と明朗な市民生活に寄与することを目的とする。

## 第3章 事 業

### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ行事の開催
- (2) 各種スポーツ大会への派遣
- (3) スポーツ講習会の開設
- (4) (財)沖縄県体育協会との連絡調整
- (5) 各種団体の組織強化及び相互の連絡調整
- (6) スポーツ少年団の育成
- (7) 体育功労者、優秀選手等の表彰
- (8) その他本協会の目的達成に必要な事業

## 第4章 組織及び加盟団体

第5条 本協会は、目的に賛同した次の団体で、理事会及び常任理事会が加盟を承認したもの（以下「加盟団体」という。）をもって組織する。

- (1) 運動競技を代表する市単位の団体

加盟団体及び専門部

- (順不同) 陸上競技協会、野球協会、卓球協会、テニス協会、ハンドボール協会、バレーボール協会、バドミントン協会、ソフトボール部、ラグビー部、ウェイトリフティング協会、ソフトテニス連盟、ボウリング部、相撲部、バスケットボール協会、柔道協会、剣道連盟、サッカー協会、空手道連盟

- (2) その他の団体

2 本協会は、(財)沖縄県体育協会に加盟する。

### (加盟団体の権利)

第6条 加盟団体は、代表（理事）をもって理事会に参加することができる。

2 加盟団体は、本協会主催又は後援の各種行事にその所属会員を参加させることができる。

第7条 加盟団体は、本協会会則及び理事会の決定に従わなければならない。

2 加盟団体は、毎年2月に翌年度の役員及び事業計画書を提出し、また、事業終了後2ヶ月以内に事業報告書を提出するものとする。

#### (加盟の方法)

第8条 新たに本協会に加盟しようとする団体は、その代表者より次の書類を本協会会長に提出し、本協会の理事会及び常任理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務局所在地
- (3) 規約又は会則
- (4) 役員名簿（役名、氏名、住所、勤務先、生年月日）
- (5) 年間事業計画書

#### (加盟の脱退)

第9条 加盟団体が脱退しようとする場合は、脱退願書を提出し、本協会の理事会の承認を得なければならない。

## 第5章 役員

### (役員)

第10条 本協会に次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 1名    |
| (2) 副会長  | 若干名   |
| (3) 常任理事 | 若干名   |
| (4) 理事   | 加盟団体数 |
| (5) 監事   | 2名    |

### (会長及び副会長選任)

第11条 会長及び副会長は、常任理事会において推薦し、理事会において選任する。

2 会長は、本協会を代表して会務を統轄し、理事会及び常任理事会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはこれを代行する。

### (常任理事の選任)

第12条 常任理事は、次の各号に掲げる者の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。

- (1) 加盟団体代表
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他の団体

2 常任理事は、常任理事会を組織し、協会の会務を執行する。

### (理事長、副理事長の選任)

第13条 理事長、副理事長は、常任理事会において常任理事の互選により選出する。

2 理事長は、常任理事会の議決に基づき会務を統括する。

3 会長及び副会長に、ともに事故あるとき又はともに欠けたときは、理事長がその職務を代行する。

4 理事長に、事故あるとき又は欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。

### (理事の選任)

第14条 本協会に理事を置く。

- 2 理事は加盟団体から1名選任する。
- 3 理事は理事会を組織し、この規約に定める事項を審議決定する。
- 4 理事が会長、副会長及び常任理事に選出されたときは、その加盟団体は別に理事を選出するものとする。
- 5 本協会の総会は理事会をもって充てる。

### (監事の選任)

第15条 監事は、理事会において承認する。

- 2 監事は、会計及び業務の状況を監査する。

### (役員任期)

第16条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでなおその職務を行う。

### (解任)

第17条 役員は、本協会の役員としてふさわしくない行為があった場合又は、特別の事情がある場合はその任期中であっても理事会及び常任理事会の議決により解任することができる。

### (名誉会長、顧問及び参与)

第18条 本協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、会長が推挙し、常任理事会で承認する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じる。

## 第6章 会 議

### (会議)

第19条 本協会の会議は、次のとおりとし、過半数の出席者をもって開くことができる。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 役員会

### (議決)

第20条 議案の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (理事会)

第21条 理事会は、会長が招集しかつ議長となって次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定、改廃に関する事。
- (2) 本協会の加盟、脱退に関する事。
- (3) 本協会の目的を達成するための運営に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他重要な事項に関する事。

### (常任理事会)

第22条 常任理事会は、会長が招集し、かつ議長となって次の事項を調整審議し決定する。

- (1) 理事会に付議する事項に関すること。
- (2) 理事会から委任された事項に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

#### (役員会)

第23条 役員会は、毎月1回会長が招集し、かつ議長となって審議する。

2 役員会は会長、副会長、正副理事長で構成し、次の事項を調整審議する。

- (1) 常任理事会に付議する事項に関すること。
- (2) 常任理事会から委任された事項に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### 第7章 会長の専決処分

#### (専決処分)

第24条 会長は、緊急を要するため理事会を招集するいとまがないと認めるときは、第21条第1項第2号及び3号、4号、及び5号について専決することができる。

2 会長は前項の専決をしたときは、次の理事会において承認をえなければならない。

### 第8章 会 計

#### (収入)

第25条 本協会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 市補助金
- (2) 分担金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業収入
- (5) その他の収入

#### (資産の管理)

第26条 会長は、理事会の議決に基づいて本協会の資産を管理する。

#### (事業計画及び収支予算)

第27条 会長は、本協会の事業計画及び収支予算を毎会計年度開始前に編成し、理事会の議決を経なければならない。

#### (事業報告及び収支決算)

第28条 会長は、本協会の事業報告及び収支決算を毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、幹事の意見を付けて理事会の議決を経なければならない。

#### (積立金)

第29条 本協会は、理事会及び常任理事会の議決を経て、特定の目的のために積立金を設けることができる。

#### (分担金の納入)

第30条 本協会への分担金は毎年5月末日までに納入しなければならない。

#### (会計年度)

第31条 本協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第9章 協力会員

### (賛助会員及び特別会員)

第32条 本協会に賛助会員及び特別会員制を設けることができる。

2 賛助会員及び特別会員については、別に定めるところによる。

## 第10章 事務局

第33条 本協会の事務を処理するため、事務局を設け次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 職員若干名

2 事務局及び職員に関する事項は、常任理事会の議決に基づき会長が定める。

3 事務局長の任命は、常任理事会の承認を経て会長が行う。

4 事務局長は、常任理事を兼ねることができる。

5 事務局長は、会長の命を受け会務を掌握する。

6 事務局職員は、事務局長の命を受け本協会の事務を処理する。

7 事務局規定については、会長が別に定める。

## 第11章 会則の改廃

### (会則の改廃)

第34条 この会則は、理事会出席者の3分の2以上の同意を得なければ改廃することができない。

## 第12章 補 則

### (役員等の費用弁償)

第35条 本協会事業遂行のため出張する役員等の費用弁償は、浦添市職員の旅費に関する条例に準ずる。

### (委任)

第36条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は常任理事会に諮って会長が別に定める。

## 附 則

浦添市体育協会会則（昭和47年4月1日）の全部を改正する。

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

この会則は、平成9年5月1日から施行する。

この会則は、平成13年5月11日から施行する。

# 浦添市体育協会功労賞及び優秀選手賞等表彰規定

## (目的)

第1条 浦添市体育協会（以下「本協会」という。）功労賞及び団体・指導者並びに優秀選手賞の表彰について定めることを目的とする。

## (体育功労賞)

第2条 体育功労賞とは、次の第1号から第2号までの一に該当すると認められるものをいう。

- (1) 本協会の役員として尽力し功労のあった者
- (2) 本協会加盟団体の役員（会長、副会長、理事長、理事）として尽力し、功労のあった者
- (3) 本協会加盟団体の育成・発展に尽力し、功労のあった者及び団体

## (優秀指導者賞)

第3条 優秀指導者賞とは、次の1号、2号の一に該当すると認められる指導者をいう。

- (1) 本協会に所属している会員で体育・スポーツの向上発展に5年以上尽力し、特に功績のあった者
- (2) 全国大会及びその他の大会に出場し、特に優秀な成績を収めた者
  - ア 優秀な成績とは、次のことを基準とする。
    - ◎県体1位（九州大会、全国大会3位）以上の成績

## (優秀選手賞)

第4条 優秀選手とは、次の1号、2号の一に該当すると認められる者をいう。

- (1) 常にスポーツマンシップを堅持して、試合時の態度は勿論その日常生活態度が他の模範となる者
- (2) 全国大会及びその他の大会に出場し、特に優秀な成績を収めた者
  - ア 優秀な成績とは、第3条2号のアの成績を収めた者

## (表彰)

第5条 表彰は原則として表彰状及び記念品を授与して行う。

## (選考)

第6条 表彰の該当がある場合は、本協会事務局及び加盟団体において次の事項を記載した候補者推薦書を本協会会長に提出し常任理事会において選考し、会長がこれを決定する。但し、推薦者は必要に応じ常任理事会で意見を述べることができる。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 現住所
- (3) 業績の概要
- (4) 推薦の理由

## (表彰の取消し)

第7条 表彰を受けた者で、著しく本協会の体面を汚辱する行為があったときは、常任理事会の議決を得て、理事会においてこれを決定する。

(その他)

第8条 その他必要な事項については、その都度、常任理事会において審議決定する。

附 則

この規定は、平成元年4月1日から施行する。

平成 年度 浦添市体育協会体育功労賞・優秀指導者賞推薦書

表彰区分	浦添市体育協会功労賞及び優秀選手賞等表彰規定第2条 1、2、3及び第3条の1、2による該当者				
ふりがな 氏 名	男 女	生年月日 明 大 昭	年	月	日 年齢
現住所	電 話				
職 業 勤 務 先	役職名 電 話				
業 績 の 概 要	所属機関・役職名・業績を記入のこと				
推 薦 の 理 由					

上記のとおり推薦いたします。

平成 年 月 日

浦添市体育協会  
会 長

印

# 平成 年度 浦添市体育協会優秀選手賞携薦書

(個人推薦書)

表彰区分	浦添市体育協会体育功労賞及び優秀選手賞等表彰規定第4条の1、2による該当者			
ふりがな 氏 名		生年月日 明 大 昭      年   月   日	年 齡	
現住所		勤務先及 び学校名		
推 薦 理 由	大会名・月日・成績・記録等具体的に記人のこと			

(個人推薦書)

表彰区分	浦添市体育協会体育功労賞及び優秀選手賞等表彰規定第4条の1、2による該当者			
ふりがな 氏 名		生年月日 明 大 昭      年   月   日	年 齡	
現住所		勤務先及 び学校名		
推 薦 理 由	大会名・月日・成績・記録等具体的に記入のこと			

上記のとおり推薦いたします。

平成      年      月      日

浦添市体育協会  
会長

殿

印

平成 年度 浦添市体育協会優秀選手賞推薦書

(団体推薦書)

表彰区分	浦添市体育協会体育功労賞及び優秀選手賞等表彰規定第4条の1、2による該当者			
監督名			主将名	
氏名	生年月日	年齢	住所	勤務先又は学校
推薦理由	大会名・月日・会場・成績・記録等具体的に記入のこと			

上記のとおり推薦いたします。

平成 年 月 日

浦添市体育協会

会長

殿

印

# 浦添市体育協会事務局規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、浦添市体育協会会則第33条第7項の規定に基づき、浦添市体育協会（以下「本会」という。）事務局の組織、所掌事務並びに手当その他必要な事項を定めるものとする。

## (職務)

第2条 事務局の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書類の收受、発送、保存及び廃棄に関する事。
- (3) 理事会、常任理事会その他の会議に関する事。
- (4) 寄付行為及び諸要領等の制定・改廃に関する事。
- (5) 予算、決算及び会計に関する事。
- (6) 財産の管理及び処分に関する事。
- (7) 沖縄県民体育大会等の参加に関する事。
- (8) 競技力向上に関する事。
- (9) スポーツ少年団に関する事。
- (10) 会議に関する事。
- (11) 広報に関する事。
- (12) 加盟団体に関する事。
- (13) その他、本協会の運営に関する事。

## (勤務)

第3条 事務局長は非常勤とし、必要に応じ事務局職員を指導、監督する。

2 書記会計は週3日の勤務とし、午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、上司が必要と認めた場合、時間外勤務を命ずることができる。

## (手当)

第4条 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長、事務局次長及び書記会計は当該年度の予算の範囲内で常任理事会の承認を経て、理事会出席者の3分の2以上の同意を経て、別表1のとおり年額として手当を支給する。

2 職員が市の職員で充てられた場合、無報酬とする。勤務日以外にその職務についてした場合、手当支給の対象とならないものとする。ただし、旅費の場合、その限りではない。

3 事務局長の手当は、年額報酬とする。書記・会計の手当は当該年度の浦添市臨時職員の賃金に準じる。

4 臨時職員の手当は、前項に準じる。

## (旅費)

第5条 役員等の費用弁償については、本会会則第34条に基づく。ただし、理事会等の旅費の支給に

ついて別表2のとおりとする。

2 職員が市の職員で充てられ、勤務時間外の場合、前項の規定で旅費を支給する。

#### (事案の決裁及び専決)

第6条 本会における事案の決裁者は、会長とし、会長はこの規定に定めるところにより、理事長に決裁権を委任することができる。

#### (会長の決裁事案)

第7条 会長は次のものを決裁する。

- (1) 理事会、常任理事会及び役員会が決定した事項での執行で、特に重要なものに関する事案。
- (2) 本会運営に関する重要方針に関する事案。
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案。
- (4) 理事会、常任理事会及び役員会の運営に関する事案。
- (5) 寄附行為に関する事案。
- (6) 特に重要な事項に関する報告等に関する事案。
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答及び通知等に関する事案。
- (8) 職員の任免分限、懲戒及び表彰に関する事案。
- (9) 職員の手当に関する事案。
- (10) 役員、事務局の出張並びに加盟団体の出張依頼に関する事案。
- (11) 予算流用に関する事案。
- (12) その他、特に重要な事項に関する事案。

#### (理事長の決裁事案)

第8条 理事長は次のものを決裁する。

- (1) 理事会、常任理事会及び役員会が決定した事項の執行に関する事案。
- (2) 一般的な事項に関する報告等に関する事案。
- (3) 一般的な申請、照会、回答及び通知等に関する事案。
- (4) 職員の出張、休暇及び勤務に関する事案。
- (5) 3万円未満の支払に関する事案。ただし、特に必要なものについては会長の承認を経るものとする。

#### (事案の代決)

第9条 次の各号の左に掲げる者が、出張、休暇又はその他の理由により不在である場合は、該当各号の下に掲げるものがその事案を代決することができる。

- (1) 会長 副会長（会長が指名する順序による）、副会長が欠員のときは理事長
- (2) 理事長 副理事長が欠員のとき事務局長

#### (文書の処理)

第10条 文書の処理は、すべて理事長が中心となり、絶えず文書の迅速な処理に留意して、事案が完

結に至るまで、その経過を明らかにしておかなければならない。ただし、特に、重要な事案については会長の決裁を受けるものとする。

2 すべての事案の処理は、起案用紙（様式第1号）に基づき対処し、理事長の審査を受けなければならない。

**（予算の処理）**

第11条 予算の執行を明確にするため、理事長は予算管理簿、予算出納簿を備え、常に予算残高を明らかにしておかなければならない。

2 すべての予算の処理は、支出伝票（様式第2号）によらなければならない。

3 理事長は、本会会則第25条の規定の他、予算の執行状況について、役員会に報告しなければならない。

**（補 則）**

第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

**附 則**

この規程は平成9年5月1日から施行する。

この規程は平成13年5月11日から施行する。

別表1（第4条関係）

役職名	会 長	副会長	理事長	副理事長	常任理事	事務局 長 事務局次長	書 記 会 計	監 事
手当額	36,000	24,000	20,000	10,000	5,000	20,000	85,000	5,000

別表2（第5条関係）

理事会等の旅費

会 議 名	車 賃	日当（1回につき）	備 考
理 事 会	支給しない	1,000円	年1回
常任理事会		〃	年3回程度
役 員 会		〃	月1回
広報編集委員会		〃	年4回程度
大会、教室、研修会等		〃	挨拶、視察、調整等
加盟団体との調整会議		〃	大会運営調整等
他団体・機関調整会議		〃	役員としての参画
その他の会議等		〃	交流懇親会等

**備 考**

- 1 代理出席についても同額支給とする。
- 2 参加費が伴う場合、予算の範囲内で支給する。

(様式第1号)

# 起 案 用 紙

(浦添市体育協会)

起案区分	1. 収受 2. 発議	保存年限	年	決裁年月日
起 案	平成 年 月 日	発送・通知方法 郵送 使走 FAX その他		
施 行	平成 年 月 日			
完 結	平成 年 月 日			
会 長	理 事 長	事務局長	起案者氏名	
合 議 欄				
文書記号 及び番号	浦体協第 号	発 信 人		
あ て				
件 名				
先方文書の発信年月日及び文書番号 (平成 年 月 日 第 号)				
このことについて、別紙のとおり してよいでしょうか。				
します。				

(様式第2号)

# 支 出 伝 票

No.

(浦添市体育協会)

年月日	平成 年 月 日 ( )				会 長	裡 事 長	事 務 局 長	係
支 出	款	項	目	金額 (円)				
摘 要	数・量		単 価	金 額	備 考			

## 領 収 書

(領収証貼付欄)

一 金 \_\_\_\_\_ 円也

但 し、

上記金額、正に領収いたしました。

平成 年 月 日

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

# 浦添市体育協会役職員の手当に関する細則

## (趣 旨)

第1条 この細則は、浦添市体育協会（以下「本会」という。）の役職員の手当額及びその支給方法について必要な事項を定めるものである。

## (手当額)

第2条 本会は、当該役職員に支給する。

- 2 本会の役職員は理事以上を持って充てるが手当の支給について、常任理事以上とする。
- 3 前号の手当額は理事会において決定された額とする。
- 4 書記会計の手当は、当該年度の浦添市臨時職員の賃金に準ずる。

## (手当の支給方法)

第3条 手当は当該書記会計がその職についた日から、その職を離れた日まで支給する。

- 2 前号の場合において、その職につき、又はその職を離れた日が月の中途である場合には、その月の支給、その月の現日数を基礎とする日割計算によって支給する。

## (手当の支給)

第4条 手当は月の1日から末日までを計算期間とする。

- 2 手当の支給日は当月分を翌月5日とし、その日が日曜日又は休日に当たるときはその日前において最も近い日曜日、又は休日でない日を支給日とする。ただし、特別な理由があるときは会長は支給日を変更することができる。

## (役員手当)

第5条 本会の次の役職員に次のとおり手当を支給する。

- (1) 会 長 年間36,000円、3月に支給する。
- (2) 副 会 長 年間24,000円、3月に支給する。
- (3) 理 事 長 年間20,000円、3月に支給する。
- (4) 副理事長 年間10,000円、3月に支給する。
- (5) 常任理事 年間 5,000円、3月に支給する。
- (6) 監 事 一日につき 5,000円、監査実施日に支給する。

## 附 則

- 1 この細則は理事会において出席者の過半数の同意によって改廃できる。
- 2 この細則は平成9年5月1日から施行する。
- 3 この細則は平成13年5月11日から施行する。

## 浦添市体育協会の旅費に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、浦添市体育協会（以下「本会」という。）の旅費の支給に必要な事項を定めるものである。

### (適用の範囲)

第2条 この細則の適用は規約第10条に示された役員並びに本会を代表し、又は本会の要請により公務についた者に適用する。

### (用語の意義)

第3条 この細則において次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 県内で旅行することをいう。
- (2) 県外で前号以外の都道府県に旅行することをいう。

### (旅費の支給)

第4条 細則第2条に示された者が、次の公務のため旅行したときは旅費を支給する。

- (1) 本会を代表して旅行する場合。
- (2) 本会の要請によって旅行する場合。

### (旅費の種類)

第5条 旅費とは、車賃、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊料をいう。

### (旅行命令)

第6条 旅行は会長の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ予算上旅費の支給が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

### (県外旅行)

第7条 県外旅行は次の場合とする。

- (1) (財) 日本体育協会が主催する事業の場合。
- (2) 先進地視察研修の場合。
- (3) その他、会長が発する旅行の場合。

### (県外旅費の計算)

第8条 県外旅行の旅費の計算は実費弁償とするほか、日当として一日につき2,000円を支給する。

### (県内旅費の計算)

第9条 県内旅費の計算は次のとおりとする。

- (1) 県内離島への旅行は沖縄県体育協会の主催事業の場合とし、旅費の計算は実費弁償とする。
- (2) 前号並びに浦添市以外の県内旅行の場合は、車賃実費支給のほか、宿泊を伴う場合は日当として一日につき1,000円を支給する。
- (3) その他の県内旅行において、公務の都合上、宿泊を要する場合は宿泊料の実費を支給する。

#### (市内旅費の計算)

第10条 本会会長の招集により浦添市内において本会の公務を行った場合には、旅費として一日につき1,000円を支給する。

- 2 旅費支給の対象は、細則第2条に示された者とする。

#### 附 則

- 1 この細則は理事会において出席者の過半数の同意により改廃できる。
- 2 この細則に定めるもののほか、県民体育大会等選手並びに役員が県内・外に旅行する場合は、別に派遣旅費要領を定め当該年度の理事会において、出席者の過半数において決議する。
- 3 この細則は平成9年5月15日から施行する。

## 浦添市体育協会行事の共催等に関する取扱い要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、加盟団体等により浦添市体育協会（以下「市体協」という。）に対し申請される行事の共催又は後援（協賛を含む。以下同じ）の承認等について、必要な事項を定めるものとする。

### (共催承認の基準)

第2条 市体協は、浦添市の体育・スポーツ振興施策推進上効果があると認められ、かつ、全市的又はこれに準ずる規模以上の規模をもつ行事であって、浦添市若しくはその機関又はこれに準ずるものが主催するもの、又は市体協がその企画若しくは運営に参画するものについて共催の承認申請があった場合には、共催することができる。但し、次の各号の一に掲げる行事はこの限りではない。

- (1) 市体協に加盟する団体の下部組織団体
- (2) 個人の行事
- (3) 営利団体が行う営利意図をもつ行事
- (4) 政治的又は宗教的意図をもつ行事
- (5) 市体協の目的並びに施策に反する行事
- (6) その他市体協が不相当と認める行事

### (後援承認の基準)

第3条 市体協は、加盟団体又は浦添市の体育・スポーツの普及振興並びに青少年健全育成推進上効果があると認められる行事であって、国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるものが主催するものについて、後援の承認申請があった場合には、後援を承認することができる。但し、前条各号に掲げる行事はこの限りでない。

### (承認申請の手続)

第4条 共催又は後援の承認申請をしようとするものは、共催（後援）承認申請書（第1号様式）により市体協に行事開催前14日までに、その旨を申請しなければならない。

### (共催又は後援承認の審査及び決定)

第5条 前条の規定により申請があった場合は、市体協は次の各号に掲げる事項について審査し、承認するかどうか決定しなければならない。

- (1) 行事の趣旨及び内容
- (2) 主催者、共催者及び後援者
- (3) 参加者及び参加方式
- (4) 日程
- (5) その他必要な事項日程

**(共催又は後援承認の専務先決)**

第6条 共催又は後援承認について本要領に基づき理事長で審査し、承認することができる。但し、次の各号の一に該当するときは、会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 行事が重要であると認められるとき。
- (2) 取扱い上異例に属し、又先例になると認められるとき。
- (3) 紛議があるとき、又は処理の結果紛議の生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 前号に定めるもののほか、会長において事案を了知しておく必要があると認められるとき。

**(共催又は後援の名義)**

第7条 行事の共催又は後援の名義は、浦添市体育協会とする。

**(承認書の交付)**

第8条 共催又は後援の承認をしたときは、当該申請者に対して共催（後援）承認書（第2号様式）を交付するものとする。

**(実施結果報告書の提出)**

第9条 市体協の共催又は後援に係る行事のうち、必要があると認められるものは、実施結果報告書（第3号様式）の提出を求めることができる。

**附 則**

この要領は、平成9年5月1日から施行する。

(第1号様式)

第 号  
平成 年 月 日

浦添市体育協会 殿

申請者  
代表者名 印  
団体名  
所在地  
(電話 )

### 行事の共催（後援・協賛）について（申請）

次のとおり行事を開催するについて、浦添市体育協会の共催（後援・協賛）の承認を得たいので申請します。

記

1 行 事 名	
2 行事の趣旨・内容なるべく具体的に記入すること。	
3 主催者、共催者及び後援者	
4 参加者及び参加方式参加者の範囲参加者の数	
5 日 程 (期間、場所)	
6 経費負担の区分	
7 その他の必要事項	

第 号  
平成 年 月 日

殿

会 長

の について (回答)

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった標記のことについては、  
次の条件を付して承認します。

記

- 1 行 事 名 \_\_\_\_\_
- 2 名義使用の方法 \_\_\_\_\_
- 3 名義使用の期間 \_\_\_\_\_
- 4 経 費 \_\_\_\_\_
- 5 実施結果の報告の有無 \_\_\_\_\_
- 6 そ の 他 \_\_\_\_\_

(第3号様式)

第 号  
平成 年 月 日

浦添市体育協会  
会長 殿

申請者  
代表者名 印  
団体名  
所在地  
(電話 )

### の結果について (報告)

平成 年 月 日付け 第 号により承認のあった標記  
行事の結果について、次のとおり報告します。

記

#### I 事業報告

1 行事名	
2 事業の概要	
3 参加者	
4 日時及び場所	
5 所見 (行事の効果を含む)	
6 備考	

#### II 収支決算

##### 1 収入の部

##### 2 支出の部

	円		円
	円		円
	円		円
合計	円	合計	円